

「（仮称）東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例の基本的な考え方」に対する主な意見と都の考え方

1. 意見募集期間

令和7（2025）年9月24日から同年10月24日まで

2. 応募総数等

パブリックコメントの応募件数：22 件 （意見総数：41 件）

3. 取りまとめ方法等

- ・1つの応募件数の中にある、御意見と考えられる部分を「意見総数」としてカウントしています。
- ・各御意見は、内容に最も近いと考えられる項目に分類しています。
- ・同様の趣旨と考えられる御意見については内容をまとめて公表しておりますので、意見総数とは合致しません。
- ・お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、御意見の一部省略・加筆を行い要旨としています。

1. 条例の基本的な考え方に関する御意見

御意見（要旨）	都の考え方
（条例制定の趣旨等全般に関するもの） ・災害時の被害拡大防止と復旧の迅速化のため、費用がかかっても無電柱化を早急かつ強力に推進すべき。 ・ベビーカーを押しながら狭い市道などを通る際、危険を感じることもある。子育て世帯の安全確保の観点から、都道だけでなく市町村道や私道にも無電柱化を広げていただきたい。 ・無電柱化に賛同の立場であり、東京都の取組を応援する。 ・無電柱化することで、景観だけでなく、歩道が広くなり交通の安全にもつながる。 ・防災面を考慮し可能な限り早めに条例施行を進めていただきたい。 ・宅地開発段階から電柱の新設を抑制し、無電柱化を進める方針は、防災性・景観性・都市環境の観点から極めて重要であり、東京都が全国に先駆けて条例化を進める意義は大きい。	御意見も踏まえ、宅地開発における無電柱化の推進に積極的に取り組んでまいります。
・海外の事例を安易に模倣するのではなく、日本独自の街並みや日常の安全性・利便性を重視すべきである。無電柱化には景観向上や地震時の倒壊リスク軽減といったメリットはあるが、地中化コストは電気代上昇要因となる、街路灯・防犯カメラ・通信インフラ設置場所の減少、断線時の復旧遅延など多くのデメリットがある。安全な街づくりとは、確率の低い災害時の話ではない。日常の街路灯や防犯カメラの設置場所が無くなるなどを考えれば無電柱化は真逆だ。 ・無電柱化の推進には反対。無電柱化する場合、電柱よりも設置コストが掛かり、日頃のメンテナンスや災害時に電線が切れた場合にもコストがかかる。電柱は設置が楽で、簡単に目視で確認でき、トラブルの際の修理もしやすい。	無電柱化は、災害時の電柱倒壊による道路閉塞を防ぐことで迅速な避難や救助活動が可能となるとともに、電線類の被災を軽減し、電気や電話などのライフラインの安定供給を確保します。 また、無電柱化の費用の縮減に向け、国や関係する事業者等と連携して取組を進めてまいります。

御意見（要旨）	都の考え方
（規制の内容に関するもの）	
・無電柱化の実施が技術的・経済的に困難な地域を排除せず、狹隘道路や埋設物が密集する地域でも、景観配慮型電柱や浅層埋設など多様な手法を技術指針等で明示することで、段階的かつ計画的に無電柱化を進める仕組みが確保できると考える。	頂いた御意見につきましては、今後、本条例を運用していく上で、参考とさせていただきます。
・許可申請が不要な500m²未満の小規模開発にも規制が及ぶよう、全ての開発行為を対象とすべき。	都市整備局では、まちづくりにおける無電柱化を、土地区画整理事業、市街地再開発事業、都市再生特別地区や都市開発諸制度などまちづくりの事業手法にあわせた制度を構築し進めてきました。 そうした考えを踏まえ、本条例は、都市計画法第29条の開発行為の許可を受けて行う宅地開発を対象にするものです。 頂いた御意見につきましては、今後、都の無電柱化を推進する上で、参考とさせていただきます。
・電線も不可ということは、無電柱化の一つの手法として推奨してきた「軒下配線方式」を不可とするのか。公表資料では電柱に関する災害リスクの記載はあるが電線には触れていない。過去に推奨してきた方式を不可とするのであれば考え方を示すべき。	頂いた御意見も参考に条例を検討してまいります。
（規制区域の考え方に関するもの）	
・災害や都市景観上、早急に電柱は一掃すべき。規制区域は段階的に広げるのではなく、最初から都内全域を対象にした方が良いのではないか。	無電柱化は、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出を目的としており、とりわけ、都市防災機能の強化は、喫緊の課題と考えています。 そのため、まずは、東京都の「東京都無電柱化計画」や「防災都市づくり推進計画」において、都市の防災機能向上に資すると位置付けられているエリアを規制区域とすることを考えています。 その上で、今後、段階的に規制区域を拡大し、最終的には都内全域を対象とすることを目指します。
・宅地開発は郊外に多いと感じている。新設電柱の抑制が目的であれば、規制区域外でも無電柱化を義務付ける施策が必要。	
・以下の理由から多摩地域を優先的に無電柱化すべき。①高齢化が進み避難時の安全性向上が特に重要であること、②起伏の多い地形が多く、電柱の倒壊が災害時の避難経路や救助活動を妨げる危険性が高いこと、③細街路や袋小路が多く、電柱一本の倒壊で孤立する住宅地もあること、④区画整理など都市基盤の更新時期に無電柱化することが効率的であること、⑤都心部との均衡ある発展を実現するため、あえて多摩を先行的に位置付けることが重要。	
・従来の防災に関する方針を横引きして設定するのではなく、宅地開発の実態を踏まえた新たな地域追加など、条例の趣旨に沿った規制区域設定とすべき。	

御意見（要旨）	都の考え方
（実効性の確保に関するもの）	
都の指導、勧告に従わない事業者に対して罰則を設けるなど、将来的には規制内容の更なる強化を検討すべき。	本条例における規制は、私権の制限を生じるものであり、既存の法体系との整合等も踏まえた慎重な検討が必要となります。頂いた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。 本条例の運用に当たっては、都民や開発事業者の御理解をいただけるよう、努めてまいります。
無電柱化には防災や景観、歩行者に優しい街づくりなど多くのメリットがある一方、初期コストや技術的制約といった課題もある。これらを踏まえ、以下の点を条例運用において強化することを提案する。①中小事業者等への支援の明確化、②技術的に困難な場合の判断基準の具体化、③多摩地域を優先対象とした段階的導入と既存案件への移行措置の規定、④無電柱化率、進捗状況、災害時の効果検証などを定期的に公表する仕組みの導入、⑤地域住民への説明や意見聴取による合意形成。	頂いた御意見につきましては、今後、本条例を運用していく上で、参考とさせていただきます。
（開発事業者への支援に関するもの）	
開発事業者等に対しての適切な補助制度を確立すべき。	東京都では、宅地開発における無電柱化実施時の補助事業（宅地開発無電柱化推進事業）を実施しています。頂いた御意見につきましては、今後補助事業を運用していく上で、参考とさせていただきます。
補助金申請手続を簡素化してほしい。	
条例による義務化により住宅価格に事業者負担分を反映できない場合もあるため、事業者負担の撤廃又は負担割合の軽減を検討してほしい。	
補助金上限額を超える事業が増えているため、上限金額の見直しを検討してほしい。	
現行支援策の補助事業は無電柱化の推進に当たり継続すべきと考えるため、東京都は必要経費の一部補助について努めること、また、それを事業者や都民に示すことを条例に定めるべき。	

御意見（要旨）	都の考え方
（その他）	
・宅地購入者が契約時に無電柱化の選択ができないにもかかわらず費用負担が含まれていることが多いと思われる。東京都は、事業者が宅地購入者に対し、補助金の適用範囲や負担割合を分かりやすく説明する義務を条例に明記すべき。	頂いた御意見につきましては、宅地開発を行う開発事業者が、宅地等の分譲の際に説明すべき事項と考えますので、認定事業者制度等も活用し、開発事業者と情報共有を図ってまいります。
・無電柱化により、街灯の設置要件を満たせなくなることで、私道の照度が不足することが懸念される。条例で道路築造時の街灯設置、門灯の整備と点灯を義務付ける等の対応を求める。	頂いた御意見につきましては、開発許可を得るための事前協議等において調整すべき事項と考えますので、開発許可権者や自治体のまちづくり担当部署と情報共有を図ってまいります。
・無電柱化実施計画書のとおりは無電柱化工事が行われたかどうかを行政が確認し、完了検査と検査済証の受領が行われるように条例を制定していただきたい。	頂いた御意見につきましては、今後、本条例を運用していく上で、参考とさせていただきます。
・条例の目的が開発事業者に重点が置かれており、住民への情報提供がされにくいと考えられるので、無電柱化済宅地の表示義務や費用負担割合、購入者目線のメリットを広告等に明記すべき。	頂いた御意見も踏まえ、認定事業者制度等も活用し、開発事業者と情報共有を図ってまいります。
・無電柱化設備が行政に移管されないことで事業者が導入を断念するケースが多いため、電線共同溝と同様に移管体制や維持管理の仕組みを整備すべき。	頂いた御意見も参考に、宅地開発における無電柱化が進むよう関係者と調整してまいります。
・公道となる場合、無電柱化設備の道路管理者への帰属を義務化することで、開発事業者のコスト増加や事業期間の延長を防ぎ、協議期間の短縮にもつながると考える。	
・相談窓口に事業者から相談があった時点で、無電柱化方式（道路の帰属の可否）を道路管理者へ確認し、事業者へ回答する仕組みを設けてほしい。	
・通信設備の引込みに伴う補償の業務負担を軽減するため、電線共同溝と同様に開発者側が設備を構築・引き渡す制度化を望む。	
・電線共同溝特別措置法に基づく法的根拠を求められることがあるため、開発事業完成後に後付けで電線共同溝の法手続が可能となる仕組みを整理してほしい。	
・将来需要が限定される戸建開発地向けに、桝類の小型化などを盛り込んだ宅地開発無電柱化整備マニュアルの整備を要望する。	
・市区町村と連携し、道路幅員の異なる道路に対し、ライフラインの占用位置等の基準の整備が必要と考える。	

2. その他の御意見

御意見（要旨）	都の考え方
・本考え方の趣旨については理解をするが、宅地開発によって新設される電柱は、都内全体の電柱の数に比べると、ごくわずかである。都が現在行っている無電柱化チャレンジ事業によって無電柱化された区市町村道について、電柱の設置を認めない旨の条例を制定するよう区市町村に促していくほうが、まとまった数の電柱設置を恒久的に防ぐことにつながり効果的ではないか。	「無電柱化チャレンジ支援事業制度」で無電柱化する道路は、無電柱化事業を実施する路線として指定するため、電線共同溝の整備等に関する特別措置法第9条により、原則として道路上に新たに電柱を設置することを認めていません。
・補助制度があれば、近隣住民と協力して敷地内の無電柱化を検討したい。	東京都では、防災都市づくり推進計画に定める重点整備地域、整備地域及び防災再開発促進地区において、私道の無電柱化を支援する補助事業（木密地域私道等無電柱化推進事業）を実施しており、既存の私道の無電柱化も推進しています。